

## あいのわ福祉会後援会 会則

### (名称と事務所)

第1条 本会は、「あいのわ福祉会後援会」とする。  
東京都足立区青井4丁目30番5号 足立あかしあ園に事務局を置く。

### (目的)

第2条 本会は、社会福祉法人あいのわ福祉会の事業及び運営施設の活動援助をするとともに、その発展に協力することを目的とする。

### (会員と会費)

第3条 本後援会の目的に賛同し、会費を納入した者を会員とする。

(1) 個人会員	年額	1口	3,000円以上
(2) 団体会員	年額	1口	5,000円 (1口以上)
(3) 特別会員	年額	1口	10,000円

### (役員)

第4条 1 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
監査	2名

2 役員を選出は次のようにする。

- (1) 関係団体及び各所属から選出された役員及び会長が推薦した役員を総会において報告する。
- (2) 会長は、総会において選出する。

3 役員任期は、7月より翌年6月までの一年間とする。ただし、再任は妨げない。  
役員欠員者の後任者は、前任者の残任期間とする。

### (組織)

第5条 1 本会の運営のために、次の組織を置く。

定例総会	年一回開催、また、必要により会長が招集して開催。
役員会	必要により会長が招集して開催。
事務局会	必要により事務局会の代表が招集して開催。

2 事務局会の代表は、会長が委嘱する。  
事務局会に、広報・会計・庶務・地域生活支援・研修等必要な係りを設けることができる。

### (会計)

第6条 1 本会の財政は、会費・寄付金・事業収入によるものとする。  
2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

(事業)

第7条 本会の目的を達成するため、必要に応じて次の事業を行う。

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1、法人ニュース「あいのわ」<br>の発行 | 本会及びあいのわ福祉会の活動状況の報告と、広く福祉情報を<br>発信し障がい者への理解・啓発に努める。 |
| 2、研修会                 | 会員及び地域の方を対象に研修・講演等を行う。                              |
| 3、施設見学                |   |
| 4、物品販売                | 通年、年末の取り組み。   |
| 5、地域交流                |   |

(会則の改正)

第8条 この会則は、総会において改正することができる。

付 則

平成 5年 2月26日	制定
平成 6年10月 1日	一部改正
平成 7年 5月29日	〃
平成11年 5月28日	〃
平成12年 5月26日	〃
平成14年 6月 5日	〃
平成27年 6月16日	〃